

# 令和5年度地域計画策定推進業務 仕様書

「地域計画策定推進業務」の基本的な仕様は、以下のとおりとする。

## 1 業務の目的等

### (1) 業務目的

本業務は、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿等を明確化した地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）の策定を市町村が円滑に行えるようにするために県が選定する地域計画策定推進モデル地区（以下、「モデル地区」という。）において、ワークショップの開催等を通じて合意形成を図り、地域計画の策定推進と得られた成果の横展開により、モデル地区以外の地区を含めて、工程表に沿った取組を促すことを目的に実施する。

### (2) 本業務に期待する効果

- ① ワークショップ等を通じて、市町村、農業委員会が中心となり、地域計画及び目標地図の策定が可能となる。
- ② 習得したコーディネートスキルや本業務の記録を活用し、各市町村が地域計画策定のコーディネートすることが可能となる。

## 2 業務の内容

本業務に係る事前準備、企画調整、調査、民間専門家の派遣等のすべての諸作業は本委託に含み、これらに係る経費はすべて本業務の委託料に含むものとする。

### (1) 関係機関との調整

(2)のワークショップ開催前に、市町村、県、その他関係機関（以下、「支援組織」という。）との打ち合わせ等により、ワークショップにおける話合いの方向性について調整を行う。

### (2) ワークショップの実施

県が選定した3つのモデル地区においてワークショップを開催し、地域計画の作成に向けてモデル地区関係者（担い手、地権者、関係機関等）が行う話合いのコーディネートを行う。ワークショップの内容は、人・農地プランの実質化で作成した地図を基に、概ね10年後の地域における農業の将来の在り方などについて話し合い、目標地図を含めた地域計画策定を念頭に置いた内容で実施する。

また、ワークショップは、1地区当たり3回程度開催する。

### (3) 地域計画策定サポートブックへの事例追加

令和4年度に宮城県が作成した「地域計画策定サポートブック」へ各モデル地区での取組を追加する。

### (4) 業務の取りまとめ

地域計画素案に活用可能なワークショップごとの報告書及び本業務の成果品として、本業務を取りまとめた実施報告書を作成する。

### (5) 市町村との意見交換会における助言及び指導

県内の圏域単位で実施する意見交換会への参加と地域計画の策定に係る助言及び

指導（4箇所）。

#### （6）その他

（1）～（5）のほか、1の業務の目的等を達成するために必要な業務について、県と協議の上、実施する。

#### （7）留意点

- ① 各モデル地区の属する市町村等、県からの問い合わせに随時対応できる体制を整備すること。
- ② 業務は、県と連携して実施すること。
- ③ 各モデル地区のワークショップは夜間に開催される可能性があるため、可能な限り夜間も対応できる体制とすること。
- ④ ワークショップは、対面で行うことを基本とし、関連する打ち合わせはリモートでの実施も可能とする。

### 3 業務の実施体制

以下の実施体制により本業務を遂行すること。

#### （1）統括責任者の配置

本業務を統括する責任者を配置すること。

##### ① 主な役割

- ・ 全体の進行管理
- ・ 市町村等の職員及び県の普及指導員への助言等

##### ② 想定する人物像

- ・ 類似の業務経験のある者で、かつ、プロジェクトリーダー的ポストに従事した経験のある者、又はそれに準じたノウハウ・資質を有する者でプロジェクトマネジメントに精通している者。
- ・ 伴走型支援において、支援組織に必要な民間専門家を派遣できる人脈と能力を有している者。

#### （2）専任担当者の配置

モデル地区ごとに、専任の担当者を配置すること。なお、1人の専任担当者が複数の支援組織を担当することも可とする。

##### ① 主な役割

- ・ 各ワークショップの企画及び進行管理
- ・ モデル地区の関係機関との調整

##### ② 想定する人物像

- ・ 経営コンサルタントの経験のある者、又は企業で新規事業開発や企画営業等の経験のある者で、農業経営についてよく理解している者。

### 4 実施計画書及び実施報告書

（1）本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表、従事者の氏名を記載すること。

（2）本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書につい

ては、本業務の執行過程や経過も明確となるように取りまとめること。

## 5 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、それに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、県の承認がある場合に限り、第三者に一部の業務を再委託することができる。